

## オンライン学習システム利用契約に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、川口市内の中小企業の経営者や従業員、個人事業主、創業を準備している者等に対し、オンラインで受講可能な学習システムを提供することにより、デジタル技術の習得による生産性の向上や事業の継続等を支援することを目的に、公募型プロポーザル方式によりシステムライセンスを調達することから、その実施方法等必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

- (1) 件名 オンライン学習システム利用契約
- (2) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (3) 調達内容 別紙『オンライン学習システム利用契約仕様書』のとおり

### 3 実施形式 公募型プロポーザル方式

### 4 提案見積上限額 2,172,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で予算見積調書が提出された場合に選考委員会への参加を可能とします。見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行いません。

### 5 スケジュール

内容	日程
募集開始	令和5年4月 3日（月）から
参加表明の受付締切	令和5年4月10日（月）まで
参加資格の確認結果通知	令和5年4月 3日（月）から
質問締切日	令和5年4月10日（月）まで
質問回答日	令和5年4月12日（水）
提案書提出締切日	令和5年4月21日（金）まで
選定結果通知日	令和5年5月 1日（月）

### 6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和5・6年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。

- ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

(4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

(8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

### (1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類 ①参加表明書(様式第1号)

②誓約書(様式第2号)

イ 受付期間 令和5年4月3日(月)9時~4月10日(月)17時

(時間厳守、郵送又はオンラインの場合必着)

期間外の提出は受け付けません。

ウ 提出方法 持参、郵送又はオンライン

エ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市経済部経営支援課経営支援係 担当 横山・後藤

メールアドレス: 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

### オ 参加資格の確認結果通知

①通知期限 令和5年4月12日(水)までに、参加の可否を通知します。

②通知方法 参加表明書に記載されたアドレスへメールで通知します。

(2) 企画提案書等の提出

- ア 提出書類 ①企画提案書（頭紙）（様式第3号）  
②企画提案書（正本1部、副本1部）  
・任意の様式のもの※  
・学習コンテンツ確認表（所定書式）  
※仕様書5企画提案書における提案依頼事項の内容を必ず含めてください。  
③見積書（1部）
- イ 受付期間 令和5年4月3日（月）9時～4月21日（金）17時  
（時間厳守、郵送又はオンラインの場合必着）  
期間外の提出は受け付けません。
- ウ 提出方法 持参、郵送又はオンライン
- エ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1  
川口市経済部経営支援課経営支援係 担当 横山・後藤  
オンラインでの提出方法は、参加資格の確認結果通知と併せて通知します。

8 質問回答

- (1) 質問方法 経営支援課メールアドレスへメールで送付してください。  
電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) 質問書送付先 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp
- (3) 質問受付期間 令和5年4月3日（月）9時～4月10日（月）17時
- (4) 質問回答期限 令和5年4月12日（水）17時まで
- (5) 回答方法 川口市ホームページに掲載します。  
(<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/021/12/41579.html>)

9 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書の選定により行います。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- (4) 総合評価点が7割に達しない場合は、交渉権者として選定しません。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするともに、その参加表明書及び提案書を無効とします。

- ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
- イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
- ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
- エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

## 10 委員会審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目	評価の視点	配点
業務内容 実施手法	業務の趣旨及び目的を十分に理解しているか。	40点
	本市のことを十分に理解し、DX推進のための人材育成につなげることができる提案となっているか。	
	中小企業等におけるデジタル化に向けた様々な課題や改善点を的確にとらえることが可能な提案になっているか。	
	受講者のニーズを的確にとらえ、ITスキル等の向上が可能な提案になっているか。	
業務実施体制 遂行力	同種又は類似業務の実績やノウハウはあるか。	40点
	システムの使いやすさ、受講者の管理の容易さはどうか。	
	受講者の学習継続への取組や支援等、実効性のある提案になっているか。	
	受講者の課題解決に資する講座が、質・量ともに供給されているか。	
事業者の 意欲、熱意、 その他	業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか、また、独自の提案がなされるなど、その他評価できる点があるか。	10点
経費の妥当性	見積限度額の範囲内で見積額が積算されているか。 提案内容に対する見積金額の妥当性・費用対効果はどうか。	10点

## 11 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、ヒアリングに参加した者全者に次の事項を書面で通知するとともに、市ホームページに掲載します。また、失格となった場合は別途通知します。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算

して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

#### 1.2 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

#### 1.3 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となります。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免します。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。
- (5) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

#### 1.4 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。

1 5 問合せ先

川口市経済部経営支援課経営支援係 担当 横山・後藤

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-258-1647

FAX 048-258-1161

メールアドレス 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp